

『マンション管理計画認定申請促進事業補助金』を交付します！！

福岡市では、令和4年度7月からの「マンション管理計画認定制度」の運用開始にあたって、管理組合による認定申請に向けた取組みを支援します。

1 補助対象者要件

(1) 次に掲げるマンションの管理者等(理事長等)であること

- 市内に所在すること。
- 補助金の活用について、区分所有者集会(総会)または理事会の決議を経ていること。
- 管理計画の認定を過去に受けたことがないこと。
(認定の更新、変更、2回目以降の認定申請は対象外となります。)

(2) 市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)の滞納がないこと。

2 補助対象となる経費

① 管理計画の認定申請に向けた管理組合での合意形成に要する経費

例) 認定申請に係る意向調査事務費

認定申請を決議するための区分所有者集会(総会)の会場借損料

② 管理計画認定申請書の作成等に要する経費

例) マンション管理士・マンション管理会社等への認定制度に係る相談費・委託費
行政書士への認定申請書作成・申請代行費(※)

※申請者以外の方で、報酬を得て、申請手続きできるのは行政書士のみとなるのでご注意ください。

<対象外となる経費>

- ・ 認定申請のため市へ支払う手数料
- ・ (公財)マンション管理センターが実施する事前確認において、当センターへ支払う手数料
- ・ マンション管理適正化法施行規則第1条の2に定める、管理計画認定申請にあたって必要な添付書類の作成費用(長期修繕計画、管理規約、議事録の作成費用)

3 補助金額

| 補助率 | 補助限度額 |
|------|---------|
| 2分の1 | 55,000円 |

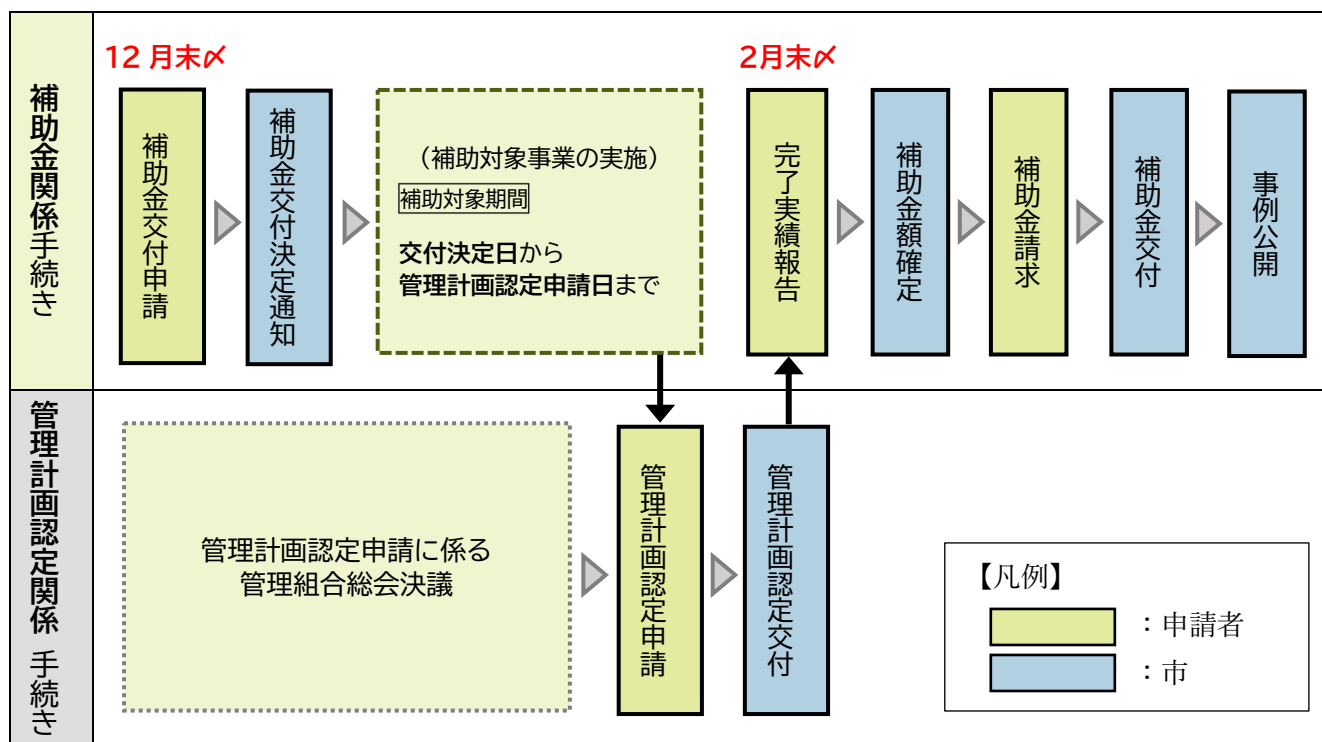
4 申請受付期間

事業着手の30日前まで かつ
当該年度の12月末まで(必着)
※予算の範囲で先着順

5 その他

- ・ 補助金の交付を受けようとする場合、事前に補助金交付申請が必要となります。
- ・ 補助金の交付決定を受けた場合、完了実績報告までに管理計画の認定を取得する必要があります。
- ・ 補助金の交付を受ける場合、管理組合での認定申請に向けた取組みについて、経緯や事例の報告にご協力をいただきます。(他マンション管理組合への参考事例として、市のホームページにて内容を公開させていただきます。)

<補助金申請の流れ>



<注意事項>

- 補助金交付申請前に、事前に下記問い合わせ先までご相談ください。
- 補助金の交付決定日より前に着手した事業費用については、補助対象外となります。
- 交付決定を受けた事業の内容に変更が生じる場合、交付決定の変更手続きが必要となりますのでご注意ください。(補助事業内容に変更がなく、金額の減少のみの場合を除く。)
- 補助金の交付決定を受けた事業について、完了実績報告の提出期日は**2月末まで**となります。
管理計画認定申請の審査には1カ月程度期間を要するため、余裕をもって手続きを行ってください。

本補助金に関するお問い合わせ先

福岡市 住宅都市局 住宅部 住宅計画課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

- TEL: 711-4598
- FAX: 733-5589
- E-mail: m-jutaku@city.fukuoka.lg.jp

【福岡市ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/soudan/22.m01.html>

マンション管理計画認定申請促進事業補助金

検索

